

生活習慣病管理料（Ⅱ）

高血圧症、脂質異常症、糖尿病のいずれかが主病名である患者さんに対して個人に応じた療養計画に基づいて専門的・総合的な治療管理を行っていきます。目標設定や指導内容、検査結果を記載した療養計画書への署名をいただくことがありますのでご協力をよろしくお願いいたします。

なお、患者さんの病状に応じて、28日以上長期処方やリフィル処方箋発行に対応しております。

一般名処方加算

当院では後発医薬品の使用促進を図るとともに医薬品の安定供給に向けた取り組みを実施しています。

当院では後発医薬品のある医薬品について特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。

医療情報取得加算

オンライン資格確認を行う体制を有しています。

正確な情報を取得・活用するためマイナ保険証の利用にご協力をお願いいたします。

明細書発行体制等加算

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されます。明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出下さい。

ベースアップ評価料

当院では、令和7年1月より「ベースアップ評価料」を算定し、その一部を患者様にご負担頂いております。本評価料はクリニック職員の処遇改善にその全額を充当することにより、物価高騰の中、医療従事者が安心して職務に従事することを目的としております。

長期収載品の選定療養費について

令和6年度の診療報酬改定に基づき、令和6年10月1日から長期収載品(後発医薬品のある先発医薬品)を患者さんの希望で使用する際は、選定療養費として自己負担が発生します。選定療養費の対象となる医薬品(長期収載品)

- ・後発医薬品が発売され、5年以上経過した先発医薬品(準先発医薬品を含む)

自己負担額について

長期収載品と後発医薬品の薬価の差額の4分の1相当額
選定療養費には消費税もかかります。

機能強化加算

当院は「かかりつけ医」機能を有する診療所として、機能強化加算を算定しています。

1. 健康診断の結果等の健康管理に係る相談に応じます。
2. 必要に応じて、専門医師や専門医療機関をご紹介します。
3. 介護・福祉・保健サービスに係る相談に応じます。
4. 訪問診療を行っている方に対して、夜間・休日の問い合わせに対応しています。
5. 必要に応じて、受診されている他の医療機関や処方されている医薬品を把握させて頂くため、お薬手帳のご提示やご質問をさせて頂く場合があります。

緩和ケア充実加算

当院は強化型在宅支援診療所であり緩和ケア充実診療所にも認定されています。それに伴い緩和ケア充実加算を算定しております。緩和ケア充実診療所は看取り、緊急往診、麻薬使用などの実績があり、緩和ケア研修を受けた経験の豊富な常勤医師が配置されている場合に適用されます。